

規制改革会議貿易・投資等ワーキング・グループ
外国法事務弁護士（「外弁」）に係る問題点

平成 25 年 10 月 29 日

外国法事務弁護士 乗越秀夫

外国法事務弁護士 崎村令子

1. 外弁の認定と承認

1.1 実務経験

外弁登録のためには、本国法についての 3 年間の実務経験が必要。うち、2 年は日本以外の国での実務経験であることが必要。

日本の弁護士は、登録と同時に自らの責任で事務所を開設することが可能であり、開業前に実務経験を持つことは要求されていない。外弁について差別的な扱いをする合理性は乏しい。

仮に実務経験の要件を維持するにしても、日本における実務経験を 1 年に限定することは、まったく合理性がない。むしろ、外弁サービスの主な利用者である日本人・日本企業の観点からは、外弁の日本における実務経験が長いほうがより良質のサービスを提供できるはず。

日本外での実務経験を積ませるために日本在住の外国弁護士を海外に転勤させることは、事務所および当人にとっての無用なコスト（旅費、住居費その他）であるばかりか、クライアントにとっても無用なコスト（担当していた案件の継続性が失われる。）。

実務経験要件を撤廃していただきたい。撤廃しない場合であっても、日本における実務経験をすべて勘案していただきたい。

1.2 登録にかかる時間

外弁資格取得と弁護士会・日弁連の登録にかかる時間は、これまでのご努力により大幅に改善しているが、現在でも、資料等が揃っているケースであっても 4 ヶ月程度はかかっているとの実感。

クライアントのニーズに対して機動的に対応することの妨げとなっている。

要求される提出文書の簡素化および審査手続きの簡素化を通じて、一層の審査時間の短縮をお願いしたい。

2. 複数事務所の開設

現在、外弁事務所および弁護士と外弁の共同事業は、日本国内に複数の事務所を開設することができない。これは複数事務所を開設することが許されている事業形態である弁護士法人が、弁護士のみの事業に限られているため。

2009年の外国弁護士制度研究会の報告書では、外弁事務所および弁護士と外弁の共同事業が弁護士法人を設立することができるようにすべきと指摘。その後提出された法案は、共同事業による法人設立の道を閉ざした。

法人化した事業にのみ複数事務所の開設を許すことの合理性は乏しい。

仮に法人化した事業にのみ複数事務所の開設を許すとの制度を維持することとする場合であっても、弁護士と外弁の共同事業にそれを認めない理由がない。

究極的には、事業形態にかかわらず複数事務所設立の自由を認めていただきたい。当面、共同事業を差別する制度は撤廃していただきたい。

3. 有限責任

有限責任の法律事務所は現在認められていない。世界的には法律事務所の事業を有限責任とすることが趨勢。国際的な法律事業に参加する日本人弁護士は、同僚と比べて不利な状況におかれる。

有限責任とすることによるアドバイスの質の低下が理由として挙げられるが、マーケットが十分に競争的であれば、そのような状況が起こるとは考えにくい。現実に各国でそのような弊害が生じているとは理解していない。また、無限責任としても弁護士個人の賠償能力には限界があり、真に利用者の保護を考えるのであれば、保険等実効性のある措置を考えるべき。

国際的な法律事業に参加する日本人弁護士・外弁が不利にならないよう、有限責任化を実現していただきたい。